

資格取得について

組合員の家族が転入、出生などにより増えたとき、組合員と同一世帯であれば家族(扶養)として資格取得できます。

75歳以上の方は後期高齢者医療広域連合の被保険者であるため、本組合には加入できません。

資格取得日について

希望する資格取得日から14日以内に本組合に申請書類を提出してください。

組合員と同一世帯になる以前の日付での資格取得はできません。

なお、希望する日から14日を超えて提出があった場合は、遅延理由書等の提出を求める場合があります。

出生の場合は、出生した日が資格取得日となります。

添付書類について

- ・ 組合員と同一世帯であることが判る住民票(概ね3ヵ月以内に発行され、個人番号が記載されたもの)
なお、外国籍の方は、3ヵ月を超えて日本国内に滞在する方を被保険者としますので在留期間の記載された住民票をご提出ください。
- ・ マイナンバーカードの写し(A4の用紙に1人1枚ずつコピー)
ただし、住民票に個人番号が記載されている場合は提出不要です。

保険料の賦課について

資格取得日の属する月から保険料を納付する必要があります。

(資格取得日を遡及した場合は、遡及月分を一括して賦課・徴収)